

移動等円滑化経路協定について

国土交通省 総合政策局
バリアフリー政策課

背景

- 道路幅員が狭小であることなどを理由に、道路等の区域内にエレベーター等を設置できず、**民有地内を利用してバリアフリー化された経路を整備している事例がみられる**ところ。こうした場合、その**土地や建築物の所有権が移転されてしまうと従前の取扱いを継続することができず、結果として、バリアフリー化された経路の確保ができなくなる事態が発生する可能性**がある。（このような場合には、別の土地所有者や建築物所有者の協力を得て経路を確保することが必要となるが、立地条件等から他の建築物等では対応が不可能な場合も多く、仮に整備が可能であっても、新たに整備することに伴う時間とコストが更に必要となり社会的な不経済が発生する問題がある。）
- また、各種の施設整備の現状を見た際、**施設ごとに独立してバリアフリー化に取り組んでいるために、各施設の間での接続部等で連続性が確保できていないという問題**が見受けられるところ。
 - （例 1）駅の改札を出て、道路に辿り着くまでの自由経路、駅前広場等の経路に段差が残っている。
 - （例 2）経路と建築物のバリアフリー化がバラバラに行われたため境界線に段差が残っている。

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律では、**移動等円滑化促進地区内または重点整備地区内**において、**土地所有者等の当事者間の合意**により、**地域の実情に応じた一体的・連続的なバリアフリー化のための経路の整備または管理に関する事項を協定として定めることができるよう措置**。
- また、**市町村長が当該協定を認定・公告した場合**には、売買等により土地所有者等が代わっても、一体的・連続的なバリアフリー整備が引き続き行われるよう、当該協定に**一定の効力（承継効※）を付与**することとし、**当該協定の内容に安定性や永続性を担保**することで、上記のような問題が解消されることを目指す。 ※承継効：売買等により土地所有者等が代わっても、従後の土地所有者等に対して協定の内容が及ぶ効力

協定で定める内容

1. 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域及び経路の位置
2. 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 当該経路を構成する施設の移動等円滑化に関する基準
 - ロ 当該経路を構成する施設の整備又は管理に関する事項
 - ハ エレベーター、エスカレーターその他の当該経路における移動等円滑化のために必要な設備の整備又は管理に関する事項
3. 移動等円滑化経路協定の有効期間
4. 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

(参考)移動等円滑化促進地区・重点整備地区

